

(新旧対照条文一覧)

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)	1
○小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)(附則第八条関係)	46
○印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)(附則第九条関係)	47
○情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)(附則第十条関係)	49
○地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)(附則第十一条関係)	50
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)(附則第十二条関係)	51
○地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(附則第十三条関係)	57
○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)(附則第十五条関係)	59
○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)(附則第十六条関係)	61

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置</p> <p> 第一節 基本計画の同意等（第四条―第八条）</p> <p> 第二節 促進区域における措置（第九条―第十二条）</p> <p> 第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置（第十三条―第二十六条）</p> <p> 第四節 承認連携支援計画に係る措置（第二十七条―第三十条）</p> <p>第三章 雑則（第三十一条―第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の</p>	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 地域における産業集積の形成等のための措置</p> <p> 第一節 基本計画の同意等（第五条―第八条）</p> <p> 第二節 同意集積区域における措置（第九条―第十三条）</p> <p> 第三節 承認企業立地計画等に係る措置（第十四条―第二十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 雑則（第二十四条―第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び</p>

特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業^{けんいん}の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(削る)

(定義)

第二条 この法律において「地域経済牽引事業」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ

活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域における産業集積の形成及び活性化は、産業集積が事業者相互間における効率的な分業、事業高度化に資する情報の共有、研究開発における緊密な連携等を促進することにより、効率的かつ創造的な事業活動を可能とし、もって地域経済に活力をもたらすとともに我が国経済の生産性の向上に資するものであることにかんがみ、地方公共団体が緊密に連携して、企業立地の動向を踏まえつつ、地域における自然的、経済的及び社会的な特性に適合し、かつ、当該地域において産業集積の核となるべき業種について、集中的かつ効果的に施策を講ずることを旨として、行われなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「産業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の者が有機的に連携しつつ行っている場合の当該事業者の集積をいう。

、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。

2 この法律において「地域経済牽引支援機関」とは、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者をいう。

(削る)

(削る)

2 この法律において「企業立地」とは、事業者が、その事業の用に供する工場又は事業場の新增設（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。）を行うことをいう。

3 この法律において「事業高度化」とは、事業者が次に掲げる措置を行うことにより、その事業の生産性の向上を図ることをいう。

一 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供であつて、生産に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させるもの

二 商品の新たな生産の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入であつて、商品の生産又は役務の提供を著しく効率化するもの

三 新たな原材料、部品又は半製品の使用であつて、商品の生産に係る費用を相当程度低減するもの

四 設備の能率の向上であつて、商品の生産又は役務の提供を著しく効率化するもの

五 設備の増設であつて、商品の生産又は役務の提供を著しく増加するもの

4 この法律において「産業集積の形成」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において企業立地又は事業高度化が行われることにより、当該企業立地又は事業高度化を行う事業者を中核とした産業

(削る)

3| この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一〜八 (略)

九| 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のもの

(基本方針)

第三条 主務大臣は、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一| 地域経済牽引事業の促進に関する次に掲げる事項

イ| 地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項

ロ| 次条第二項第一号に規定する促進区域及び同項第四号に規定する

重点促進区域の設定に関する基本的な事項

集積の形成が行われることをいう。

5| この法律において「産業集積の活性化」とは、産業集積の存在する地域において企業立地又は事業高度化が行われることにより、当該産業集積の有する機能が強化され、かつ、当該産業集積における事業の構造が高度化することをいう。

6| この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一〜八 (略)

(新設)

(基本方針)

第四条 主務大臣は、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化(以下「産業集積の形成等」という。)の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一| 産業集積の形成等の意義及び目標に関する事項

ハ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項

二 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

ホ 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項

ヘ 環境の保全、土地利用の調整（土地の利用に当たつての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分に係る調整をいう。次条第二項第九号及び第十一号において同じ。）その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

ト その他地域経済牽引事業の促進に関する重要事項

二 地域経済牽引支援機関の連携に関する次に掲げる事項

イ 地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項

ロ 地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項

二 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域のうち企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域（以下「集積区域」という。）の設定に関する事項

三 集積区域においてその業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき業種（以下「集積業種」という。）の指定に関する事項

四 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む）

<p>(基本計画)</p> <p>第一節 基本計画の同意等</p> <p>第二章 地域経済牽引事業の促進のための措置</p>	<p>5 (略)</p>	<p>4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に協議しなければならない。</p>	<p>3 (略)</p>
--	--------------	---	--------------

<p>(基本計画)</p> <p>第一節 基本計画の同意等</p> <p>第二章 地域における産業集積の形成等のための措置</p>	<p>5 (略)</p>	<p>4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p>	<p>3 (略)</p>	<p>五 地方公共団体相互の広域的な連携に関する事項及び産業集積の形成等に密接な関係を有する者と地方公共団体との連携に関する基本的な事項</p> <p>六 集積区域における企業立地及び事業高度化を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する事項</p> <p>七 環境の保全その他産業集積の形成等の促進に際し配慮すべき事項</p> <p>八 その他産業集積の形成等の促進に関する重要事項</p> <p>九 集積区域における集積業種に属する事業に係る企業立地及び事業高度化について指針となるべき事項</p> <p>五。)、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する基本的な事項</p>
---	--------------	---	--------------	--

第四条 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 基本計画の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 二 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標
- 三 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項
- 四 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあっては、その区域
- 五 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

六 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開（地方公共団体その他の公共機関が、地域経済牽引事業を行う者の電子計算機による情報処理の用に供するため、地域経済牽引事業に必要な情報をインターネットその他の方法により公開することをいう）

第五条 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、第七条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標
- 二 集積区域として設定する区域
- 三 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域を定める場合にあっては、その区域
- 四 第十条の規定による工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果
- 五 集積業種として指定する業種

六 集積区域における前号の業種（以下「指定集積業種」という。）に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

第八条第三項において同じ。）の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

七| 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

八| 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

九| 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

十 (略)

3| 市町村及び都道府県は、基本計画を作成しようとする場合において、第七条第一項に規定する地域経済牽引事業促進協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について当該地域経済牽引事業促進協議会における協議をしなければならない。

4| 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する

七| 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

八| 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際し配慮すべき事項

九| 第三条に規定する区域における第七号の施設（工場若しくは事業場若しくはこれらの用に供するための工場用地若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る。）の整備が、農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいう。以下この号において同じ。）として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地利用の調整に関する事項

十 (略)
(新設)

3| 基本計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興に関する

計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針並びに農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

5| 基本計画は、地域経済牽引事業の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。

6| 主務大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 (略)

二 当該基本計画の実施により地域経済牽引事業が促進区域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものであると認められること。

三 (略)

(削る)

7| (略)

8| 市町村及び都道府県は、基本計画が第六項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画の変更)

第五条 市町村及び都道府県は、前条第六項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、共同して、主務省令で定めるところに

計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

4| 基本計画は、産業集積の形成又は産業集積の活性化が効果的かつ効率的に図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担を明確化しつつ定めるものとする。

5| 主務大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 (略)

二 当該基本計画の実施が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること。

三 (略)

四 第十条の規定による工場立地法の特例措置が定められた場合にあっては、当該特例措置の実施により相当程度の産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果が見込まれるものであること。

6| (略)

7| 市町村及び都道府県は、基本計画が第五項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本計画の変更)

第六条 市町村及び都道府県は、前条第五項の規定による同意を得た基本計画を変更しようとするときは、共同して、次条の規定により組織する

より主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 前条第三項及び第六項から第八項までの規定は、第一項の基本計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第六条 主務大臣は、市町村及び都道府県に対し、第四条第六項の規定による同意をした基本計画（前条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。

(地域経済牽引事業促進協議会)

第七条 市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに同意基本計画及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項について協議するため、地域経済牽引支援機関として第二条第二項に規定する支援の事業を実施すると見込まれる者と共同して、協議により規約を定め、地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する市町村及び都道府県は、協議会に

地域産業活性化協議会における協議を経て、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の同意について準用する。

(新設)

(地域産業活性化協議会)

第七条 市町村及び都道府県は、その作成しようとする基本計画並びに第五条第五項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項又は第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議するため、第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施し、又は実施すると見込まれる者と共同して、協議により規約を定め、地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する市町村及び都道府県は、協議会に

、次に掲げる者であつて同項の規定により共同して協議会を組織することとされていないものを構成員として加えることができる。

一 促進区域をその地区に含む商工会又は商工会議所

二 促進区域又はその近傍に存在する大学その他の研究機関

三 (略)

四 地域経済牽引事業の促進に関し専門的知識及び経験を有する者

3 3 6 (略)

(市町村及び都道府県に対する情報の提供等)

第八条 国は、市町村及び都道府県による基本計画の作成及び同意基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報並びに当該市町村及び都道府県による地域経済牽引事業の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに当該市町村及び都道府県によるこれらの情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものとする。

2 (略)

3 独立行政法人情報処理推進機構は、同意基本計画を作成した市町村又は都道府県の依頼に応じて、その行う第四条第二項第六号に規定する事業環境の整備（公共データの民間公開その他の地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備に関するものに限る。）に関する情

、次に掲げる者であつて同項の規定により共同して協議会を組織することとされていないものを構成員として加えることができる。

一 集積区域として設定する区域をその地区に含む商工会又は商工会議所

二 集積区域として設定する区域又はその近傍に存在する大学その他の研究機関

三 (略)

四 企業立地又は事業高度化の促進に関し専門的知識及び経験を有する者

3 3 6 (略)

(国の情報提供等)

第八条 国は、市町村及び都道府県による基本計画の作成に資するため、企業立地の動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うよう努めるものとする。

2 (略)

(新設)

報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第二節 促進区域における措置

(削る)

第二節 同意集積区域における措置

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う企業立地等促進業務)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)は、同意基本計画において定められた集積区域(以下「同意集積区域」という。)において、当該同意集積区域に係る指定集積業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う事業者(以下「特定事業者」という。)による企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において、工場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)、事業場(特定事業の用に供するものに限る。以下この条において同じ。)、又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸その他の管理及び譲渡を行う。

2 機構は、前項の業務のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 同意集積区域における工場又は事業場の整備並びに当該工場又は当該事業場の賃貸その他の管理及び譲渡

二 前項の規定により機構が行う工場又は事業場の整備と併せて整備されるべき公共の用に供する施設及び当該工場又は当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びに当該施設の賃貸その他の管理及び譲渡

三 前二号の業務に関連する技術的援助

(工場立地法の特例)

第九条 同意基本計画において定められた重点促進区域の存する市町村（以下「重点促進市町村」という。）は、工場立地特例対象区域（重点促進区域において当該重点促進区域の存する市町村が指定する、工場又は事業場の新增設（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。）を促進する必要がある区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）における製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。次項において同じ。）に係る工場又は事業場の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。次項において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。次項において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（同項において「緑地面積率等」という。）について、条例で、同項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、工場立地特例対象区域における重点的な地域経済牽引事業の必要性を踏まえ、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第一項の規定により準則を定める条例（以下この項及び次条第一項に

(工場立地法の特例)

第十条 同意基本計画（第五条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）において定められた同項第三号に規定する区域（以下「同意企業立地重点促進区域」という。）の存する市町村は、同意企業立地重点促進区域における製造業等（工場立地法第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この条において同じ。）に係る工場又は事業場の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。以下この条において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）について、条例で、次項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、同意企業立地重点促進区域における重点的な企業立地の必要性を踏まえ、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 第一項の規定により準則を定める条例（以下「緑地面積率等条例」と

において「緑地面積率等条例」という。）が施行されている間は、当該緑地面積率等条例に係る工場立地特例対象区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第十条 緑地面積率等条例を定めた重点促進市町村は、当該緑地面積率等条例に係る工場立地特例対象区域の廃止（その一部の廃止を含む。）があつた場合においては、当該廃止により工場立地特例対象区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場（次項において単に「特定工場」という。）について、条例で、当該廃止に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

2 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定に

いう。）が施行されている間は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

第十一条 緑地面積率等条例を定めた市町村は、当該緑地面積率等条例に係る同意企業立地重点促進区域の廃止（その一部の廃止を含む。）以下の条において同じ。）があつた場合においては、当該廃止により同意企業立地重点促進区域でなくなつた区域において当該廃止前に緑地面積率等条例の適用を受けた工場立地法第六条第一項に規定する特定工場（以下単に「特定工場」という。）について、条例で、当該廃止に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

2 前項の規定により経過措置を定める条例が施行されている間は、同項の特定工場に係る工場立地法第九条第二項の規定による勧告をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「第四条の二第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則」とあるのは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十一条第一項の規定により条例が定められ

より条例が定められた場合にあつては、その条例」とする。

(土地利用調整計画の作成)

第十一条 重点促進市町村は、重点促進区域（当該重点促進市町村内に係るものに限る。以下この項において同じ。）において地域の特性を生かした地域経済牽引事業の促進を図る観点から、重点促進区域における地域経済牽引事業に係る土地利用の調整に関する計画（以下「土地利用調整計画」という。）を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めることができる。

2 土地利用調整計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域経済牽引事業に係る土地利用の調整を行うべき区域として設定する区域（以下この項及び第十七条において「土地利用調整区域」という。）

二 土地利用調整区域において地域経済牽引事業を行おうとする者に関する次に掲げる事項

イ 当該地域経済牽引事業の内容

ロ 当該地域経済牽引事業の用に供する施設の規模

三 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

3 都道府県知事は、土地利用調整計画が基本方針（第三条第二項第一号ロ及びへに規定する事項に限る。）及び同意基本計画に適合するものであると認めるときは、当該土地利用調整計画に同意するものとする。

4 土地利用調整計画は、国土形成計画その他法律の規定による地域振興

た場合にあつては、その条例」とする。

(新設)

に関する計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は都道府県の計画並びに都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針並びに農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならない。

5| 重点促進市町村は、土地利用調整計画を作成し、第三項の規定による同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6| 地域経済牽引事業（土地利用の調整を要するものに限る。）を実施しようとする者は、当該地域経済牽引事業を行おうとする地域をその区域に含む重点促進市町村に対し、土地利用調整計画の作成についての提案をすることができる。

7| 前項の重点促進市町村は、同項の提案を踏まえた土地利用調整計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

（土地利用調整計画の変更）

第十二条 重点促進市町村は、前条第三項の規定による同意を得た土地利用調整計画を変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

2| 前条第三項及び第五項の規定は、前項の同意について準用する。

第三節 承認地域経済牽引事業計画に係る措置

（地域経済牽引事業計画の承認）

第十二条 削除

（新設）

（農地法等による処分についての配慮）

第十三条 促進区域において地域経済牽引事業を行うとする者は、単独
で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に
関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、当該
促進区域を管轄する都道府県知事（地域経済牽引事業を行うとする者
に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び
第二項、第二十二條第三項から第六項まで並びに第三十六條第一項にお
いて同じ。）の承認を申請することができる。この場合において、地域
経済牽引事業を行うとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成
したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをそ
の承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければ
ならない。

- 一 地域経済牽引事業の内容及び実施時期
- 二 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法
- 三 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

3 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することが
できる。

- 一 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項
- 二 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番
、地目及び面積

三 地域経済牽引事業の実施に当たって、一般社団法人が第二十二條第
一項又は第二項の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項

イ 当該一般社団法人の名称及び所在地

第十三条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、同意企業立地重点促進
区域内の土地を同意基本計画において定められた第五條第二項第七号の
施設（工場若しくは事業場若しくはこれらの用に供するための工場用地
若しくは業務用地又は研究開発のための施設若しくは研修施設に限る。
）の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他
の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該同意企
業立地重点促進区域における円滑な企業立地に資するため、当該処分が
迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

ロ 当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。）

ハ 第二十二條第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

四 地域経済牽引事業（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むものに限る。）の実施に当たつての補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「補助金等適正化法」という。）第二十二條に規定する財産をいう。以下この号及び第二十七條第三項において同じ。）の活用（補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等適正化法第二條第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。第二十七條第三項において同じ。）に関する事項

4 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5 都道府県知事は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に第三項第一号及び第二号に掲げる事項の記載があるときは、同号に規定する土地の所在その他の当該地域経済牽引事業計画に記載された内容が第十一条第三項の規定による同意を得た土地

利用調整計画（前条第一項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。第九項及び第十七条において「同意土地利用調整計画」という。）に適合することを確認しなければならない。

6 都道府県知事は、第四項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

7 主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであつて、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

8 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとする場合において、地域経済牽引事業計画に次の各号に掲げる事項の記載があるときは、当該地域経済牽引事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

- 一 第三項第一号及び第二号に掲げる事項 都道府県知事
- 二 第三項第四号に掲げる事項 当該事項に係る関係行政機関の長

9 都道府県知事は、前項第一号に掲げる事項の記載がある地域経済牽引事業計画についての協議があつた場合において、当該地域経済牽引事業計画が、同意土地利用調整計画に適合すると認めるときは、その同意をするものとする。

10 主務大臣は、第七項の規定による承認をしたときは、関係市町村長及び都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(削る)

第三節 承認企業立地計画等に係る措置

(地域経済牽引事業計画の変更等)

第十四条 前条第四項又は第七項の規定による承認を受けた者(以下「承認地域経済牽引事業者」という。)は、当該承認に係る地域経済牽引事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認地域経済牽引事業者が前条第四項又は第七項の承認に係る地域経済牽引事業計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に従って地域経済牽引事業を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項から第十項までの規定は、第一項の承認について準用する。

(事業環境の整備に係る措置の提案)

第十五条 承認地域経済牽引事業者(同意基本計画に基づき地域経済牽引事業を実施しようとする者(以下この項及び次項において「承認申請予定事業者」という。))を含む。)は、主務省令で定めるところにより、同意基本計画を作成した地方公共団体の長に対し、地域経済牽引事業の実施に当たって必要な事業環境の整備のために地方公共団体が講ずべき

(企業立地計画の承認)

第十四条 同意集積区域において企業立地を行おうとする特定事業者は、当該企業立地に関する計画(以下「企業立地計画」という。)を作成し、当該同意集積区域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

2 企業立地計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 企業立地の内容及び実施時期
二 特定事業のための施設又は設備の設置その他企業立地のための措置に関する事項

三 企業立地に必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、企業立地計画が基本方針(第四条第二項第九号に規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による承認を行ったときは、関係市町村長に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(企業立地計画の変更等)

第十五条 前条第三項の承認を受けた事業者(以下「承認企業立地事業者」という。)は、当該承認に係る企業立地計画の変更をしようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認企業立地事業者が前条第三項の承認に係る企業立地計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後の

措置に関する提案をすることができる。この場合において、承認申請予定事業者が提案をしようとするときは、当該提案に係る地域経済牽引事業計画を添えなければならない。

2 前項の提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案が承認地域経済牽引事業計画の実施に資するものであると認める場合（当該提案が承認申請予定事業者による場合にあつては、当該提案及び当該提案に係る地域経済牽引事業計画が同意基本計画の実施に資するものであると認めるとき）であつて、当該提案を踏まえた措置を講ずる必要があると認めるときはその旨及び内容を、当該提案に係る措置を講ずる必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該提案をした者に通知するよう努めるものとする。

3 前項の場合において、第一項の提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案を踏まえた措置を講ずるときは、その内容を公表するものとする。

（国に対する確認）

第十六条 前条第一項の提案を受けた地方公共団体の長は、当該提案を踏まえた措置を行うに当たり、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、当該措置に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈の確認を求めることができる。

2 前項の求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく

もの。以下「承認企業立地計画」という。）に従つて企業立地のための措置を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

（事業高度化計画の承認）

第十六条 同意集積区域において事業高度化を行おうとする特定事業者は、当該事業高度化に関する計画（以下「事業高度化計画」という。）を作成し、当該同意集積区域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

2 事業高度化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業高度化の目標

、当該求めをした地方公共団体の長に回答をするものとする。

3 第一項の求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めらるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に回答をするものとする。

4 前項の回答を受けた主務大臣は、その回答の内容を、遅滞なく、当該回答に係る第一項の求めをした地方公共団体の長に通知するものとする。

(地域経済牽引事業の用に供する施設の整備についての配慮)

第十七条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、承認地域経済牽引事業(承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業をいう。以下同じ。)であつて、同意土地利用調整計画に適合するとして第十三条第五項又は第九項の規定による確認又は同意がされたものの実施のため農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、土地利用調整区域における当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

二 事業高度化の内容及び実施時期

三 事業高度化に関する研究開発、設備の設置その他の事業高度化のための措置に関する事項

四 事業高度化に必要な資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、事業高度化計画が基本方針(第四条第二項第九号に規定する事項に限る。)及び同意基本計画に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による承認を行ったときは、関係市町村長に対して、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(事業高度化計画の変更等)

第十七条 前条第三項の承認を受けた事業者(以下「承認事業高度化事業者」という。)は、当該承認に係る事業高度化計画の変更をしようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認事業高度化事業者が前条第三項の承認に係る事業高度化計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業高度化計画」という。)に従つて事業高度化のための措置を行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（次項及び第三項において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（第三項において「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（第三項において「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域経済牽引事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものをいう。次項及び第三項において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十八条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証（以下「地域経済牽引事業関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
--------	-----------	--

第十八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、地域産業集積関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認企業立地事業者が承認企業立地計画に従つて企業立地のための措置を行うために必要な資金に係るもの又は承認事業高度化事業者が承認事業高度化計画に従つて事業高度化のための措置を行うために必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	<p>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十八条第一項に規定する地域産業集積関連保証（以下「地域産業集積関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ</p>
--------	-----------	--

第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	地域経済牽引事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金額ののうち	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち
	当該債務者	地域経済牽引事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、地域経済牽引事業関連保証に係るものについては、中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、地域経済牽引事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用

第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	地域産業集積関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金額ののうち	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額のうち
	当該債務者	地域産業集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、地域産業集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、地域産業集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険

保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(削る)

法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(食品流通構造改善促進法の特例)

第十八条の二 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十

一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品(食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。)の製造、加工又は販売の事業を行う者(以下この項において「食品製造業者等」という。)が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って行う企業立地又は事業高度化のための措置に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。

二 食品製造業者等が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って行う企業立地又は事業高度化のための措置について、その実施に要する費用の一部を負担して当該措置に参加すること。

三 承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って企業立地又は事業高度化のための措置を行う食品製造業者等の委託を受けて、当該承認企業立地計画又は当該承認事業高度化計画に従って施設の整備を行うこと。

四 承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って企業立地又は事業高度化のための措置を行う食品製造業者等に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「地域産業集積形成法」という。）第十八条の二第一項第一号に掲げる業務
第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び地域産業集積形成法第十八条の二第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条各号に掲げる業務又は地域産業集積形成法第十八条の二第一項各号に掲げる業務

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第十九条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が承認地域経済牽引事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が承認地域経済牽引事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引

第二十條第一項 第三号	この章	この章若しくは地域産業集積形成 法
----------------	-----	----------------------

第十九条 削除

受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（食品流通構造改善促進法の特例）

第二十条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（地方公共団体を除く。次号から第四号までにおいて「食品製造業者等」という。）が行う承認地域経済牽引事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該承認地域経済牽引事業に参加すること。

三 承認地域経済牽引事業を行う食品製造業者等の委託を受けて、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設の整備を行うこと。

四 承認地域経済牽引事業を行う食品製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、承認企業立地計画に従って特定事業のための施設のうち総務省令で定めるものを同意集積区域内に設置した事業者（指定集積業種であつて総務省令で定めるものに属する事業を行う者に限る。）について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後に

2 | 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十三条第一項 前条第一号に掲げる業務</p>	<p>前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第二十条第一項第一号に掲げる業務</p>
<p>第十四条第二項 第十二条第一号に掲げる業務</p>	<p>第十二条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務</p>
<p>第十八条第一項、第十九条及び第二十條第一項第一号</p>	<p>第十二条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務</p>

おいて行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

第二十条第一項 第三号	この章	この章若しくは地域経済牽引事業 促進法
----------------	-----	------------------------

(特許法の特例)

第二十一条 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る特許発明（承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明について、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料を納付すべき者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業の成果に係る発明（承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して二年以内に出願されたものに限る。）又は当該発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明に関する自己の特許出願について、その出願審査の請求をする者が承認地域経済牽引事業を行う中小企業者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

(資金の確保)

第二十一条 国及び地方公共団体は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って企業立地又は事業高度化のための措置を行うために必要な資金の確保に努めるものとする。

(商標法の特例)

第二十二條 承認地域経済牽引事業者に一般社団法人(その定款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)が含まれる場合であつて、当該一般社団法人が第十三条第三項第三号ハに掲げる商品又は役務(以下この条において「承認地域経済牽引商品等」という。)に係る地域団体商標の商標登録(商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この条及び次条において同じ。)を受けようとするときは、当該地域団体商標の商標登録について、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限り、当該一般社団法人を同法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定により組合等とみなされた一般社団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録を受けた場合であつて、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画(以下この項において「現行計画」という。)の計画期間内に、当該承認地域経済牽引商品等に係る他の地域経済牽引事業計画(計画期間の開始日が現行計画の計画期間の終了日の翌日以前のものに限る。)について、第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けたときは、当該地域団体商標の商標登録について、現行計画の計画期間の終了日の翌日から当該他の地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日までの間に限り、当該一般社団法人を商標法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規

(指導及び助言)

第二十二條 国及び都道府県は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画に係る企業立地のための措置又は承認事業高度化計画に係る事業高度化のための措置を適確に行うことができよう必要な指導及び助言を行うものとする。

定を適用する。

3 商標法第七条の二第一項に規定する組合等（前二項の規定により同条第一項に規定する組合等とみなされた者を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日の三月前までに、その承認を行った都道府県知事に対し地域団体商標の商標登録を受けた承認地域経済牽引商品等に係る商標権の当該組合等への譲受けを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により商標権の譲受けを申請した組合等（以下この項において「申請組合等」という。）が、次の各号のいずれにも該当する場合には、当該申請を承認しなければならない。この場合において、商標法第二十四条の二第四項及び同法第三十五条において準用する特許法第九十八条第一項第一号の規定にかかわらず、当該商標権は、前項の計画期間の終了日の翌日に、当該申請組合等に譲渡されたものとみなす。

一 申請組合等の構成員の過半数が第一項に規定する一般社団法人の社員であると認められること。

二 申請組合等又はその構成員が促進区域において事業を行う者であると認められること。

三 申請組合等が、前項の規定により商標権の譲受けを申請することについて、当該一般社団法人の同意を得ていること。

5 都道府県知事は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに、当該商標権の譲渡の登録を特許庁に嘱託しなければならない。

6 都道府県知事が第四項の規定による承認をしなかった地域団体商標の

商標登録については、承認地域経済牽引事業計画の計画期間の終了後は、商標法第四十六条第一項第七号に該当するものとする。

第二十三条 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該計画期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

2 | 特許庁長官は、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る承認地域経済牽引事業の承認地域経済牽引事業者であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

（報告の徴収）

第二十三条 都道府県知事は、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対し、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

3| 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

4| 商標登録出願により生じた権利が第二項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5| 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（課税の特例）

第二十四条 承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣

（新設）

の確認を受けたものに限る。次条において同じ。）を行う承認地域経済牽引事業者であつて、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、承認地域経済牽引事業のため施設のうち総務省令で定めるものを促進区域内に設置した承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条に規定する当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条に規定する当該地方公共団

（新設）

体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（財産の処分に関係する承認の特例）

第二十六条 承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業計画（第十条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に基づき承認地域経済牽引事業を行う場合においては、当該承認地域経済牽引事業者が同条第七項又は第十四条第一項の規定による承認を受けたことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第四節 承認連携支援計画に係る措置

（連携支援計画の承認）

第二十七条 地域経済牽引支援機関は、共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に対する連携による支援の事業（以下「連携支援事業」という。）に関する計画（以下この条及び次条において「連携支援計画」という。）を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

2 | 連携支援計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 | 連携支援事業の目標

（新設）

（新設）

（新設）

二 連携支援事業の内容及び実施時期

三 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

3 連携支援計画（連携支援事業を行おうとする者に地方公共団体を含むものに限る。）においては、連携支援事業の実施に当たつての補助金等交付財産の活用に関する事項を記載することができる。

4 主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その連携支援計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その承認をするものとする。ただし、連携支援計画に前項に規定する事項の記載がある場合にあつては、あらかじめ当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

一 当該連携支援計画が基本方針に照らし適切なものであること。

二 当該連携支援計画に係る連携支援事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。

5 主務大臣は、前項の規定による承認を行ったときは、主務省令で定めるところにより、当該承認に係る連携支援計画の内容を公表するものとする。

（連携支援計画の変更等）

第二十八条 前条第四項の承認を受けた地域経済牽引支援機関（以下「承認地域経済牽引支援機関」という。）は、当該承認に係る連携支援計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その承認をした主務大臣の承認を受けなければならない。

（新設）

2 主務大臣は、承認地域経済牽引支援機関が前条第四項の承認に係る連携支援計画（前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。次条において「承認連携支援計画」という。）に従って連携支援事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の承認について準用する。

（中小企業信用保険法の特例）

第二十九条 承認地域経済牽引支援機関に一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。以下この条において同じ。）又は一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。以下この条において同じ。）が含まれる場合には、承認連携支援事業（承認連携支援計画に従って行われる連携支援事業をいう。以下同じ。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けた承認地域経済牽引支援機関である一般社団法人及び一般財団法人（以下この条において「承認一般社団法人等」という。）については、当該承認一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十九条

（新設）

に規定する承認一般社団法人等が行う同法第二十七条第一項に規定する連携支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例)

第三十条 承認地域経済牽引支援機関が承認連携支援計画(第二十七条第三項に規定する事項の記載があるものに限る。)に基づき承認連携支援事業を行う場合においては、当該承認地域経済牽引支援機関が同条第四項又は第二十八条第一項の規定による承認を受けたことをもって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第三章 雑則

(削る)

(削る)

(新設)

第三章 雑則

(広域的な地域活性化のための基盤の整備に関する施策との有機的な連携)

第二十四条 国は、産業集積の形成等のために必要な施策と広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化のための基盤の整備に関する施策とを、それぞれの有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(地域的な雇用構造の改善のための措置との有機的な連携)

第二十五条 国は、産業集積の形成等のために必要な措置と地域的な雇用構造の改善を図るために必要な措置とを、それぞれの有機的な連携を図

(削る)

(関連する施策との連携)

第三十一条 国は、地域経済牽引事業の促進に関する施策の推進に当たっては、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、地域的な雇用構造の改善を図るために必要な施策、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化のための基盤の整備に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(多様な主体の連携及び協力)

りつつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(大学等との連携協力の円滑化等)

第二十六条 主務大臣及び文部科学大臣は、同意集積区域における企業立地及び事業高度化を促進するため必要があるときは、研究開発及び人材育成に関し、市町村及び都道府県と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以下この項において「大学等」という。)との連携及び協力並びに特定事業者と大学等との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。この場合において、大学等における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

2 主務大臣及び文部科学大臣は、同意集積区域における特定事業者による企業立地又は事業高度化に伴って新たに必要となる知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(新設)

第三十二条 国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、地域経済牽引支援機関その他の関係者は、地域経済牽引事業の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(新設)

(大学等との連携協力の円滑化等)

第三十三条 主務大臣及び文部科学大臣は、地域経済牽引事業を促進する

(新設)

ため必要があると認めるときは、研究開発及び人材育成に関し、市町村及び都道府県と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関（以下この項において「大学等」という。）との連携及び協力並びに承認地域経済牽引事業者と大学等との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。この場合において、大学等における教育研究の特性に常に配慮するものとする。

2 主務大臣及び文部科学大臣は、地域経済牽引事業に伴って新たに必要となる知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第三十四条 国及び地方公共団体は、承認地域経済牽引事業又は承認連携支援事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(新設)

(指導及び助言)

第三十五条 国及び都道府県は、承認地域経済牽引事業者又は承認地域経

(新設)

濟牽引支援機関に対し、承認地域経済牽引事業又は承認連携支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第三十六条 都道府県知事は、その承認をした承認地域経済牽引事業者に対し、承認地域経済牽引事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、その承認をした承認地域経済牽引支援機関に対し、承認連携支援事業の実施状況について報告を求めることができる。

(関係行政機関の協力)

第三十七条 主務大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、同意基本計画の円滑な実施が促進されるよう、承認地域経済牽引事業に関する処分その他の措置に関し、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(主務大臣及び主務省令)

第三十八条 第三条第一項及び第三項から第五項まで、第四条第一項、同条第六項及び第七項（これらの規定を第五条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第二項並びに第六条における主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 第十三条第一項、同条第七項、第八項及び第十項（これらの規定を第

(新設)

(関係行政機関の協力)

第二十七条 主務大臣、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、同意基本計画の円滑な実施が促進されるよう、企業立地に関する処分その他の措置に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(主務大臣及び主務省令)

第二十八条 第四条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 第五条第一項、第五項及び第六項並びに第六条第一項及び第二項にお

十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十六条、第二十四条、第三十三条並びに前条における主務大臣は、経済産業大臣及び承認地域経済牽引事業を所管する大臣とする。

3 第二十七条第一項、同条第四項及び第五項(これらの規定を第二十八条第三項において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第三十六条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び承認連携支援事業を所管する大臣とする。

4 第四条第一項、第五条第一項及び第二項並びに第七条第三項における主務省令は、第一項に規定する大臣の発する命令とする。

5 第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項及び第十六条第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の発する命令とする。

6 第二十七条第一項及び第五項並びに第二十八条第一項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(罰則)

第三十九条 第三十六条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

ける主務大臣は、経済産業大臣及び基本計画に定められた指定集積業種に属する事業を所管する大臣(基本計画において第五条第二項第九号に掲げる事項について定められた場合にあつては、経済産業大臣、農林水産大臣及び基本計画に定められた指定集積業種に属する事業を所管する大臣)とする。

3 前二条における主務大臣は、経済産業大臣及び特定事業を所管する大臣とする。

4 第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第七条第三項における主務省令は、第一項に規定する大臣の発する命令とする。

(新設)

(新設)

第二十九条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

第三条 削除

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第四条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)附則第八条の二第一項の規定により整備又は管理を行っている工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、促進区域において地方公共団体若しくは地域経済牽引支援機関が同意基本計画に従って行う事業又は承認地域経済牽引事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

(高度化等計画及び高度化等円滑化計画の承認を受けた者に関する経過

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第三条 機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項の政令で定める日までの間、同項第一号から第三号まで及び同条第二項の規定により管理を行っている工場用地、産業業務施設用地又は業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 機構は、前項の業務を行うおとする場合において、当該工場用地が独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第二項の規定による委託に係るものであるときは、あらかじめ、その委託をしている者の同意を得なければならない。

(新設)

第四条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の二第一項の規定により整備又は管理を行っている工場若しくは事業場又は工場用地若しくは業務用地について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

(高度化等計画及び高度化等円滑化計画の承認を受けた者に関する経過

措置

第八条 (略)

2 旧承認高度化等中小企業者に関する旧法第十五条に規定する中小企業投資育成株式会社法の特例については、なお従前の例による。

3～5 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第十五条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により造成、整備又は管理を行っている工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設について、促進区域において地方公共団体若しくは地域経済牽引支援機関が同意基本計画に従って行う事業又は承認地域経済牽引事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 (略)

措置

第八条 (略)

2 旧承認高度化等中小企業者に関する旧法第十五条に規定する中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)の特例については、なお従前の例による。

3～5 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

第十五条 機構は、当分の間、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第八条の四第一項の規定により造成、整備又は管理を行っている工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設について、同意集積区域において地方公共団体若しくは第五条第二項第七号に規定する事業環境の整備の事業を実施する者が同意基本計画に従って行う事業又は特定事業者が行う特定事業の用に供するために管理及び譲渡の業務を行うことができる。

2 (略)

改正後	改正前
<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第八号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第八号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行った場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下「機構法」という。）第十五条第二項第九号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第九号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行った場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正後					
<p>（非課税文書） 第五条（略） 別表第三 非課税文書の表（第五条関係）</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>文書名 （略）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>作成者 （略）</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項の規定による特定の</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> </td> </tr> </table>	<p>文書名 （略）</p>	<p>作成者 （略）</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項の規定による特定の</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>
<p>文書名 （略）</p>	<p>作成者 （略）</p>				
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項の規定による特定の</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>				
改正前					
<p>（非課税文書） 第五条（略） 別表第三 非課税文書の表（第五条関係）</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>文書名 （略）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>作成者 （略）</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項の規定による特定の</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> </td> </tr> </table>	<p>文書名 （略）</p>	<p>作成者 （略）</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項の規定による特定の</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>
<p>文書名 （略）</p>	<p>作成者 （略）</p>				
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十九条第一項の規定による特定の地域における施設の整備等の業務に限る。）、第九号（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十二条第一項の規定による特定の</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構</p>				

<p>(略)</p>	<p>地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。)、第十二号、第十四号、第十六号並びに第十七号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項(業務の範囲)に掲げる業務(同項第七号に掲げる業務を除く。)、並びに同法附則第五条(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号ロ及びハに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。)、第十二号、第十四号、第十六号並びに第十七号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項(業務の範囲)に掲げる業務(同項第八号に掲げる業務を除く。)、並びに同法附則第五条(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号ロからニまでに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	

改正後	改正前
<p>（業務の範囲等）</p> <p>第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第八條第三項に規定する業務を行うこと。</p> <p>十・十一 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>	<p>（業務の範囲等）</p> <p>第四十三条 機構は、第三十二条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九・十 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（地域の活性化に資する措置との総合的な実施）</p> <p>第十五条 国は、この法律に定める措置と別に講ぜられる地域の特性を生かして地域における経済活動を牽引^{けん}する事業を促進するための措置その他の地域の活性化に資する措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（産業集積の形成及び活性化に係る措置等との総合的な実施）</p> <p>第十五条 国は、この法律に定める措置と別に講ぜられる地域における産業集積の形成及び活性化を促進するための措置その他の地域の活性化に資する措置とを総合的かつ効果的に講ずるよう努めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一〇九（略）</p> <p>十 一〇一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>十二 一〇二三（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 一〇六（略）</p> <p>（削る）</p> <p>七 一〇八（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 第二項第八号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 一〇九（略）</p> <p>九 一〇二・一〇一（略）</p> <p>十一 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域産業集積形成法」という。）第九条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。</p> <p>十二 一〇二三（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 一〇六（略）</p> <p>七 委託を受けて、地域産業集積形成法第九条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。</p> <p>八 一〇九（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 第二項第九号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で</p>

行わなければならない。

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第四十二条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（業務の委託）

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一・二 （略）

三 第十五条第一項第七号から第十号まで及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四〇七 （略）

八 第十五条第二項第八号に掲げる業務

2〇4 （略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く

行わなければならない。

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十九条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業等経営強化法第四十二条第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第十一号及び第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（業務の委託）

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一・二 （略）

三 第十五条第一項第七号から第九号の二まで及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの（これらに附帯する業務を含む。）

四〇七 （略）

八 第十五条第二項第九号に掲げる業務

2〇4 （略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く

。)、同項第十一号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(産業競争力強化法第百七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。)、並びに第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第十九条に規定するものに限る。)、同項第十号に掲げる業務及び同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)、並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 (略)

四 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 (略)

2 (略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第十号及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の規定

。)、同項第十号から第十四号までに掲げる業務、同項第十五号に掲げる業務(産業競争力強化法第百七条第一項に規定する協力及び同法第百三十三条に規定する出資その他の業務に限る。)、並びに第十五条第一項第十八号から第二十一号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第五十二条第一項に規定するものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第十九条に規定するものに限る。)、同項第九号の二に掲げる業務及び同項第十五号に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)、並びにこれらに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 (略)

四 第十五条第一項第十六号に掲げる業務及びこれに関連する同項第二十二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第九号に掲げる業務

五 (略)

2 (略)

(第二種信用基金)

第二十一条 機構は、第十五条第一項第七号、第九号、第九号の二及び第十五号に掲げる業務のうち債務の保証に関するもの並びにこれらに附帯する業務に関する第二種信用基金を設け、廃止法附則第四条第十三項の

により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があったものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二條 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第四十二条第一項第一号に掲げるものに限る。)及び第十五条第一項第十七号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

附則

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)

第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 四 (略)

規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額、同条第十四項の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府以外の者から出えんがあつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により第二種信用基金に充てるべきものとして政府が示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二條 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十九条第一項の規定によるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業等経営強化法第四十二条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十七号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 6 (略)

附則

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)

第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 四 (略)

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ (略)

(削る)

ロ・ハ (略)

六 (略)

256 (略)

(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)

第八条の二 (略)

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前二条並びに前項の業務のほか、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。附則第八条の四において「地域経済牽引事業促進法」という。)附則第四条の業務を行う。

(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)

第八条の四 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、地域経済牽引事業促進法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる地域経済牽引事業促進法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号。以下「旧特定産業集積活性化法」という。)第十一条第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による特

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ (略)

ロ 地域産業集積形成法附則第三条第一項の業務

ハ・ニ (略)

六 (略)

256 (略)

(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)

第八条の二 (略)

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項から第四項まで、前二条並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第四条の業務を行う。

(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)

第八条の四 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、地域産業集積形成法附則第九条の規定によりなおその効力を有するものとされる地域産業集積形成法附則第五条の規定による廃止前の特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号。以下「旧特定産業集積活性化法」という。)第十一条第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による特定の地域

定の地域における工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設の造成、整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条まで並びに前項の業務のほか、地域経済牽引事業促進法附則第十五条第一項の業務及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十二条の業務を行う。

における工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設の造成、整備、譲渡等及びこれらに附帯する業務を行う。

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条まで並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第十五条第一項の業務及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十二条の業務を行う。

改正後	改正前
<p>（地域再生計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）</u> 第四条第二項第七号に規定する<u>支援の事業</u>（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十一において「<u>地域経済牽引事業促進基本計画</u>」という。）が作成されているものに限る。）であつて、<u>地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項</u></p> <p>十三（略）</p> <p>5～18（略）</p> <p>（<u>地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手續の特例</u>）</p> <p>第十七条の三十一 第五条第四項第十二号に規定する事業が記載された<u>地域再生計画</u>が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る<u>地域経済牽引事業促進基本計画</u>について<u>地域経済牽</u></p>	<p>（地域再生計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）</u> 第五条第二項第七号に規定する<u>事業環境の整備の事業</u>（同条第一項に規定する基本計画（第十七条の三十一において「<u>産業集積形成等基本計画</u>」という。）が作成されているものに限る。）であつて、<u>地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項</u></p> <p>十三（略）</p> <p>5～18（略）</p> <p>（<u>産業集積形成等基本計画の同意の手續の特例</u>）</p> <p>第十七条の三十一 第五条第四項第十二号に規定する事業が記載された<u>地域再生計画</u>が同条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業に係る<u>産業集積形成等基本計画</u>について<u>企業立地の促進等</u></p>

引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四条第六項の規定による同意（同法第五条第一項の規定による変更の同意を含む。）があつたものとみなす。

による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第五条第五項の規定による同意（同法第六条第一項の規定による変更の同意を含む。）があつたものとみなす。

改正後	改正前
<p>（工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）</p> <p>第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第三項第二号及び別表第一の七の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成十九年法律第四十号）<u>第九条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十条第一項の規定により条例が</u></p>	<p>（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）</p> <p>第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第三項第二号及び別表第一の七の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成十九年法律第四十号）<u>第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十一条第一項の規定によ</u></p>

定められた場合にあつては、その準則又はその条例を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2
4 (略)

り条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2
4 (略)

改正後	改正前
<p>（工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例）</p> <p>第二十八条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興産業集積事業（復興産業集積区域内において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第三項第一号及び別表の九の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十条第一項の規定により条例が定められた場合又は同法第十一条第一項の規定により条例が</p>	<p>（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）</p> <p>第二十八条 特定地方公共団体が、第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として、復興産業集積事業（復興産業集積区域内において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第三項第一号及び別表の九の項において同じ。）を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた特定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該復興推進計画に定められた復興産業集積区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十一条第一項の規定により条例が</p>

た場合にあつては、その準則又はその条例を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2
4 (略)

定められた場合にあつては、その準則又はその条例を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2
4 (略)